

会社法第 791 条第 1 項及び第 801 条第 3 項に定める事後備置書類

(吸収分割に係る事後開示事項)

2020 年 4 月 1 日

吸収分割会社 株式会社協和日成

吸収分割承継会社 東京ガスパイプネットワーク株式会社

2020年4月1日

吸収分割に係る事後開示事項

東京都中央区入船三丁目8番5号
株式会社協和日成
代表取締役 川野茂

東京都港区海岸一丁目5番20号
東京ガスパイプネットワーク株式会社
代表取締役 綿貫裕之

株式会社協和日成（以下「分割会社」といいます。）及び東京ガスパイプネットワーク株式会社（以下「承継会社」といいます。）は、2020年1月24日付で締結した吸収分割契約（以下「本吸収分割契約書」といいます。）に基づき、2020年4月1日を効力発生日として、分割会社を吸収分割会社とし、承継会社を吸収分割承継会社とする吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。本吸収分割に関する会社法第791条第1項第1号、会社法第801条第3項第2号及び会社法施行規則第189条に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日

2020年4月1日をもって効力を生じております。

2. 吸収分割株式会社における次に掲げる事項

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

本吸収分割は、分割会社において会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割に該当するため、会社法第784条の2但書の規定により、分割会社の株主は本吸収分割をやめることを請求することはできません。

(2) 会社法第785条の規定による手続の経過

本吸収分割は、分割会社において会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割に該当するため、会社法第785条第1項第2号の規定により、反対株主の株式買取請求に関する手続を要しませんでした。

(3) 会社法第787条の規定による手続の経過

分割会社は、新株予約権を発行しておりません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過

分割会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2020 年 2 月 25 日付官報及び電子公告において債権者に対する公告を行いました。所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収分割承継会社における次に掲げる事項

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

承継会社に対し、会社法第 796 条の 2 の規定に基づき、本吸収分割をやめることを請求した株主はありませんでした。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

承継会社は、会社法第 797 条第 3 項に基づき、2020 年 2 月 4 日付で株主に対し通知を行いました。所定の期間内に株式の買い取りを請求した株主はありませんでした。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき 2020 年 2 月 25 日付官報及びフジサンケイビジネスアイにおいて債権者に対する公告を行いました。所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割株式会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、効力発生日である 2020 年 4 月 1 日をもって、分割会社から本吸収分割契約書に記載された事業に関する資産、債務その他の権利義務を承継いたしました。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日

2020 年 4 月 8 日（予定）

6. 前各号に掲げるもののほか、吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上